

3.9.3 情報通信振興部門 受信対策推進室

室長 森 敏郎

テレビジョン放送(地上波)の難視聴解消の促進(衛星放送受信設備設置助成制度)

概要

衛星放送受信設備設置助成制度は、地形等の影響によりNHKのテレビジョン放送(地上波)が良好に受信できない地域において、衛星放送を受信するための設備を設置した場合に、その経費の一部を申請に基づき助成する制度である。

本制度は平成2年度に創設されて以来、平成17年度までに全国280市町村、約28,000世帯において利用されてきている。

平成17年度においては、利用者の利便に資するために助成申請に対する迅速な交付決定事務の取組に努めるとともに、将来の放送の動向(デジタル化等)を勘案しつつ、更なる難視聴地域の解消及び当該助成制度の普及促進の観点から、市町村における難視聴地域の有無やその状況及び助成制度の利用意向等の把握のための調査の実施、広範な周知広報施策の実施等に取り組んだ。

平成17年度の成果

(1) 制度の周知広報について、次のとおり取り組んだ。

- ① ウェブページについては、掲載データの現行化を行ったほか、図表の掲載や助成申請書類がダウンロードできるようにするなど、見やすく、かつ、利用しやすいものとなるよう努めた。
- ② 市町村等に対する周知広報施策については、年度前半において全都道府県及び難視聴地域がある798市町村に対して制度案内文書を送付し、制度への理解促進を図った。

さらに、年度後半においては、これら市町村等に加え、NHK放送局、郵便局、農協、BS受信設備設置工事業者等の地域生活に関連する機関等に対して、周知物としてポスター、パンフレット及びハンドブック(手引き)を送付し、制度への一層の理解、協力を求めるとともに、当該関連機関によるポスターの掲示やパンフレットの配布などを通じて、地域の利用者への直接的な周知にも取り組んだ。

(2) その結果、4市町から523世帯に係る申請があり、これらに対して迅速な審査等に努め、標準処理期間内に助成金交付の可否の決定に関する事務処理を行った。

これら申請について審査等した結果、257世帯に対して、総額636万円の助成金を交付した。

(3) 全国におけるテレビジョン放送の難視聴の状況等を把握するため、全市町村(2,376市町村：平成17年5月現在数)を対象に、難視聴地域の有無やその状況、助成制度の認知度、制度利用の意向等を内容とした「テレビジョン放送の難視聴に関するアンケート調査」を実施し、1,425市町村(調査対象の6割)から回答を得た。

アンケート調査結果から、現在も約480の市町村において難視聴地域があることが分かり、今後の助成制度の周知広報施策の展開をはじめ、制度の普及促進等に係る業務運営の参考としていくこととした。

(4) また、前年度(平成16年度)の助成実績について、総務省、NHK及び当機構の三者で評価・検討を行うとともに、今後の業務の進め方や制度自体の在り方についても、デジタル化をはじめとした放送の将来動向などを勘案しつつ、対応していくこととした。